

USPTO が PCT 出願に関する国際調査手数料を大幅値上げ  
～1,000 から 1,800ドルへ、手数料減額措置も廃止～

2007 年 9 月 14 日  
JETRO NY 澤井、中山

USPTO は 10 日付フェデラルレジスター(官報)<sup>1</sup>により、PCT 出願における米国 (USPTO) の国際調査手数料を現行 1,000ドルから 1,800ドルへ引き上げる特許規則の改定を行ったと発表した<sup>2</sup>。

今般の規則改定は、本年 4 月 1 日に施行された特許協力条約に基づく規則(以下 PCT 規則)の改定<sup>3</sup>に合わせ、上記手数料額の見直しを行ったもの。なお、手数料の見直し自体は、上記 PCT 規則改定とは直接には関係が無い。USPTO によれば、今般の手数料改定は、国際調査に要する実コストを当該手数料へ反映したと説明している。既にパブリックコメント等の諸手続を経た上での改定措置。

また、特筆すべきこととして、審査待ち滞貨が存在する中、手数料の減額や出願奨励策は適当ではないと明示(上記官報第 51,561 頁左欄後段)。PCT 出願に対応する米国内出願が先に提出されている場合には、当該調査手数料を 700ドル減額し 300ドルとしていた現行の減額規定も今般の規則改定で廃止し、国内出願の有無に関係なく、一律に 1,800ドルの手数料がかかることになる<sup>4</sup>。したがって、案件によっては、現行手数料の 6 倍の値上げ。

今般の手数料改定は、国際出願の受領日(receipt date)が 11 月 9 日以降のものから適用される。

(了)

<sup>1</sup> <http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/72fr51559.pdf>

<sup>2</sup> 改定特許規則 1.445(a)(2)、(3) 参照

<sup>3</sup> 主に特許法条約(PLT)が規定するユーザーフレンドリーな手続を PCT に導入することを目的として、①欠落補充手続の拡充、②優先権の回復手続の導入、③明白な誤記の訂正手続の明確化を主な改正の内容とするもの。詳細は JPO ホームページ([http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/kokusai/pct\\_kisoku.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/pct_kisoku.htm))を参照。

<sup>4</sup> なお、日本(JPO)が国際調査を行う場合には 1 件につき、97,000 円の手数料となっている。  
<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/kokuryo.htm>